

大分県報

令和六年
第四九二号
三月十五日

（金曜日）

目次

告示

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧	一
土地改良法による換地処分	一
林業種苗法による生産事業者の登録	一
自動車専用道路の指定	一
道路区域の変更（三件）	二
道路の供用開始（二件）	二
屋外広告物を禁止する地域等の指定の一部改正	三
公 告	三
開発行為の完了	三

○ 告 示

大分県告示第四百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和六年三月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

令和六年三月十五日

県営防災ため池事業
（地震対策型）

乙見溜池
地区

令六・三・一五から
令六・四・四まで

臼杵市役所

大分県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営水田畑地化推進基盤整備事業大肥地区竹本工区の換地処分をした。

令和六年三月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第四百四十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和六年三月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

中部第五号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

青松 勇斗

大分市大字下判田二千三百三十二番地の五

三 生産事業の内容

苗木 幼苗の育成

四 事業所の所在地

豊後大野市大野町酒井寺字片平百七十九番地

大分県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

その関係図面は、令和六年三月十五日から二週間大分県土木建築部道路建設課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県報（告示）

一

道路の種類及び路線名 一般国道二二二号	指定する道路の部分 中津市三光田口字西荒田七三二番二から 中津市本耶馬溪町跡田字古戸二四一番三まで	指定年月日 令六・三・二四
------------------------	---	------------------

大分県告示第百五十一号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和六年三月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和六年三月十五日
 大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名 県道大泊浜 徳浦線	区 間 白杵市大字深江字中道一〇三〇番二から 白杵市大字深江字浜一二〇七番四まで	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル 一〇・六 〃三・九	延 長 メートル 六七九・〇	備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		前			
	白杵市大字深江字中道上九一 九番三から 白杵市大字深江字赤礁一四一 四番七まで	後	メートル 四六・七 〃八・七	メートル 八六〇・〇	
	白杵市大字深江字中道上九一 九番三から 白杵市大字深江字赤礁一四一 四番七まで	後	メートル 四六・七 〃八・七	メートル 八六〇・〇	

大分県告示第百五十二号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和六年三月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和六年三月十五日
 大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名 県道別府庄 内線	区 間 別府市大字東山字小杉五〇八番 三地内	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル 一七・一 〃三・六	延 長 メートル 一一〇・〇
		前		
	別府市大字東山字山ノ下三七四 番二から 別府市大字東山字山ノ下三六六 番三まで	後	メートル 二〇・〇 〃二・〇	メートル 一一〇・〇
	別府市大字東山字山ノ下三七四 番二から 別府市大字東山字山ノ下三六六 番三まで	前	メートル 二〇・〇 〃五・七	メートル 三五・〇
	別府市大字東山字山ノ下三七四 番二から 別府市大字東山字山ノ下三六六 番三まで	後	メートル 二〇・〇 〃二・〇	メートル 三五・〇

大分県告示第百五十三号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和六年三月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

道路の種類
及び路線名

区
間

区域変更
前後別

敷地の幅員

延
長

県道大分白
杵線

白杵市大字田尻字一木山一八八
四番一地从先から
白杵市大字田尻字清吾二二三一
番二まで

前

メートル
四・五
二・〇

メートル
七九三・五

白杵市大字田尻字清吾二二二八
番四から
白杵市大字田尻字清吾二二三一
番二まで

後

四・四
四・四

一四・五

大分県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の
供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い
て一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区
間

供用開始年月日

一般国道二二二号

日田市大字三和字栗ヶ坪二六三二番八から
日田市大字三和字下五反田二六三六番四まで

令六・三・一五

大分県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の
供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い
て一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区
間

供用開始年月日

県道小畑日田線

日田市大字高瀬字竹ノ下八二四番四から
日田市大字高瀬字シテ三九一番一地从先まで

令六・三・一五

大分県告示第百五十六号

屋外広告物を禁止する地域等の指定（昭和四十六年大分県告示第七百八十五号）の一部を
次のように改正する。

令和六年三月十五日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

二の表の国道二二二号の項及び三の一の表の国道二二二号の項中「田口インターチェンジ
（同市三光田口字西荒田七三二番二）」を「青の洞門・羅漢寺インターチェンジ（同市本耶馬
溪町跡田字古戸二四一番三）」に改める。

附則

この告示は、令和六年三月二十四日から施行する。

○公

告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の
開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和六年三月十五日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

速見郡日出町大字藤原字鰐沢二千八十五番七ほか二十八筆及び二千九十九番十九地先里道
並びに字西金松二千五十五番一ほか二十二筆

二 開発区域の面積

令和六年三月十五日

大分県報（告示・公告）

令和六年三月十五日

大分県報（公告）

四

七千五百六十六・〇八平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市王子南町五番二十七号

株式会社MKプランニング

代表取締役 松掛陽市

四 完了検査年月日

令和六年二月十五日